

# 次期児童虐待防止アクションプラン(最終案)について

## 1 計画策定の趣旨

児童虐待の防止を目的とし、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、**県独自の行動計画として策定**するもの。

## 2 計画の期間

令和8年度～令和12年度（5か年）

## 3 計画の性格・位置づけ

児童福祉法及び児童虐待防止法の理念を踏まえた行動計画のひとつとして、「いわてこどもプラン（2025～2029）」の部門別計画としている。

### いわてこどもプラン（2025～2029）

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画  
(2025～2029)

岩手県社会的養育推進計画  
(2020～2029)

児童虐待防止アクションプラン  
(2026～2030)

## 4 見直しの主なポイント

- (1) 令和4年児童福祉法改正、令和6年子ども・若者育成推進法改正、令和7年児童福祉法改正内容をプランに反映。
- (2) **当事者やこどもの意見をプランに反映。**
  - ・岩手県こどもモニターへのアンケート調査
  - ・社会的養護経験者へのアンケート
  - ・若者（インターンシップ生）への意見聴取 等

なお、プランの策定にあたっては、いわてこどもプラン、岩手県社会的養育推進計画、その他各種計画等との整合を図っているもの。

# 次期児童虐待防止アクションプラン(最終案)について

## 5 見直しのプロセス

令和7年7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所職員ワーキンググループ(1回目)</li><li>・社会的養護経験者へのアンケート調査</li></ul>
令和7年8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1回岩手県要保護児童対策地域協議会において骨子案を検討</li></ul>
令和7年9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・若者からの意見聴取(インターンシップ生からの意見聴取)</li><li>・児童相談所職員ワーキンググループ(2回目)</li><li>・岩手県こどもモニターへのアンケート調査</li><li>・児童入所施設職員へのヒアリング</li></ul>
令和7年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・岩手県要保護児童対策地域協議会構成員へ素案に係る意見聴取</li><li>・児童相談所職員ワーキンググループ(3回目)</li></ul>
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・県議会環境福祉委員会に素案報告</li><li>・素案に対するパブリックコメント実施</li><li>・市町村職員向け説明会の実施</li></ul>
令和8年2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉審議会へ最終案を報告</li><li>・第2回岩手県要保護児童対策地域協議会において最終案を検討</li><li>・県議会環境福祉委員会へ最終案を報告</li></ul>
令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定(予定)</li></ul>

# 次期児童虐待防止アクションプラン(最終案)について

プランの構成(朱書きは現行プランからの変更箇所。青書きは意見聴取を踏まえた変更箇所)

- I はじめに・・・策定の趣旨、基本理念、**目指す姿**、計画期間、**対象者** 等
- II 児童福祉法改正等の動向・・・**令和4年児童福祉法改正、令和6年子ども・若者育成推進法改正、令和7年児童福祉法改正**
- III 本県における児童虐待等の現状・・・児童虐待相談等の動向についての分析
- IV 前アクションプランの取組実績・・・現計画の総括的な評価
- V アクションプランの取組内容・・・4つの柱
- VI アクションプランの取組主体

## 本プランの目指す姿

いわてのこどもたちが虐待で命を失ったり、傷つくことのない社会を目指します。  
親もこどもも支えられ、こどもたちのSOSを受け止めることができる環境をつくります。  
こどもの権利が**尊重される**岩手県を目指します。

## 本プランの対象者について

- ・児童福祉法の対象である**18歳未満のこども**※1（措置延長等18歳以降も継続して支援が必要な者も含む）
- ・**その保護者**（「特定妊婦※2」等妊娠中の女性を含む。）

※1 プラン中の表記は法律上「子ども」「児童」と記載されているもの以外は「こども」と表記。

※2 出産後の養育について、出産前において特に支援を行うことが必要と認められる妊婦。

4つの柱	主要項目
1 虐待の発生を予防する	(1) 周知と啓発等 (2) <b>母子保健と児童福祉とが一体となった支援活動の充実</b> (3) 子育て家庭への支援の充実
2 虐待を早期に発見する	(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実 (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見
3 虐待の相談機能と対応を充実させる	(1) 機関連携及び体制整備 (2) 市町村の相談機能と対応の充実 (3) 児童相談所の相談機能と対応の充実 (4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実 (5) 社会的養育の充実
4 虐待の再発防止と <b>自立を支援する</b>	(1) 親子分離後の家族支援 (2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実 (3) <b>親子再統合支援・自立支援に係る体制強化</b>

# 次期児童虐待防止アクションプラン(最終案)について

## 4つの柱ごとの主な取組内容

### 1 虐待の発生を予防する

- ・ **市町村子ども家庭センター等による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援**を行う体制の整備が必要。
- ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を過度に行っている**ヤングケアラーの実態把握**が必要。
- ・ 被災した子どもへの支援経験を踏まえ、**逆境的な経験を持つ子どもや保護者へのトラウマ体験に配慮したケア**が必要。

#### 新たに盛り込む内容

子ども家庭センターの設置（R4児童福祉法改正）、ヤングケアラーの実態把握（R6子ども・若者育成推進法改正）、様々な困難を抱える女性への支援との連携

### 2 虐待を早期に発見する

- ・ **ライフライン事業者等民間団体との情報共有**により、支援が必要な児童や家庭の早期発見することが必要。
- ・ **ヤングケアラー相談窓口や、予期せぬ妊娠等困難を抱える女性の相談窓口との情報交換と連携促進**を図ることが必要。

#### 新たに盛り込む内容

ヤングケアラーや予期せぬ妊娠等困難を抱える女性の相談窓口との連携

### 3 虐待の相談機能と対応を充実させる

- ・ 虐待相談対応や困難なケースへの支援に対応するため、**市町村や児童相談所の体制強化と職員の専門性向上**が必要
- ・ 女性相談支援センター等**困難な問題を抱える女性の支援機関との連携**が必要。
- ・ **社会的養護に関わる支援者の資質向上と、こどもの権利擁護の取組の充実**が必要。

#### 新たに盛り込む内容

こどもの権利擁護の取組（R4児童福祉法改正）、里親支援センターの取組（R4児童福祉法改正）

### 4 虐待の再発防止と自立を支援する

- ・ 虐待の課題に直面している家庭の**親子関係の修復や再統合の支援**に継続して取り組むことが必要。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を中心とし、**施設入所や里親委託中も地域との関わりが途切れることのない支援**が必要。
- ・ **社会的養護自立支援拠点支援事業や里親支援センターにおけるこどもの自立支援を支える取組**が必要。

#### 新たに盛り込む内容

社会的養護自立支援拠点事業や里親支援センターによる自立支援（R4児童福祉法改正）

# やさしい版の作成について

こどもたちにもプランの内容を知ってもらうことを目的として、新任児童相談所職員によるワーキングチームが作成した「やさしい版」を、パブリックコメントにおいて活用しました。



じどうぎやくたいぼうし  
児童虐待防止  
アクションプラン

見直しのためにみなさんの  
意見を聴かせてください！

岩手県

児童虐待防止アクションプランは、  
何を狙っているの？

こどもに<sup>かな</sup>関わるすべての大人が「子どもの<sup>けんり</sup>権利」を大切にし、すべてのこどもが安心して<sup>すこ</sup>健やかに暮らせるいわてをつくることをめざしています。

## ☆「権利」ってなに？

<sup>けんり</sup>権利とは、だれもが持っている「できること」や「守られるもの」のことです。すべての人は、人間らしく幸せに生きるために、あたりまえに守られるべき大切なもの（<sup>じんけん</sup>人権という<sup>けんり</sup>権利）を持っています。

そして、こどもは、周りの人に<sup>あい</sup>愛され大切にされていると感じながら暮らし、<sup>すこ</sup>健やかに成長できるようにするために<sup>ひつよう</sup>必要な「子どもの<sup>けんり</sup>権利」というものも持っています。

たとえば…

<sup>あそ</sup>遊ぶこと。 <sup>まな</sup>学ぶこと。 休むこと。  
他人を<sup>たにん</sup>傷つけない<sup>かぎ</sup>限り、<sup>いけん</sup>意見を自由に伝えること。  
伝えたことを大切に<sup>せんざい</sup>してもらえること。  
自分を大切な存在だと思っ<sup>す</sup>て過ごすこと。 など…

このような<sup>けんり</sup>権利を<sup>うば</sup>奪うことも、  
<sup>ぎやくたい</sup>虐待の1つです。



# 次期児童虐待防止アクションプラン策定に係る意見聴取結果

## 1 岩手県こどもモニターへのアンケート調査結果

岩手県こどもモニター制度を活用し、105人のこどもモニターから回答を得た。アンケート結果を「本プランの目指す姿」に反映している。調査結果については、別添参考資料のとおり。

主な意見	プランへの反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待がおこらないような社会にするために必要なことは？ 「親が困った時に安心して相談できる場を増やす」79人(75.2%)</li> <li>・虐待を受けているかもしれない子どもを助けるために必要なことは？ 「こどもが相談した時に、ちゃんと話を聞いてくれる人を増やす」79人(75.2%)</li> </ul>	<p>【反映】 「本プランの目指す姿」に記載。</p>

## 2 当事者等への意見聴取結果

こどもモニターへのアンケートの他、様々な機会を捉えて当事者等の意見聴取を実施した。主な意見とプランへの反映状況は以下の通り。

聴取機会	聴取対象	聴取時期	主な意見	プランへの反映
社会的養護経験のある若者へのアンケート	社会的養護自立支援拠点事業を活用している者(7人)	R7.7～R7.8	短くてもいいから、 <u>こどもたちの話を聞く時間を作って欲しい。</u>	【反映】 こどもの意見表明支援について記載。
若者からの意見聴取	県庁インターンシップに参加した学生(18人)	R7.9	<u>命の尊さや予期せぬ妊娠について考える機会は重要。</u>	【反映】 思春期健康教育等の実施について記載。
児童入所施設等の職員に対するヒアリング	児童入所施設の家庭支援専門相談員(13人)	R7.9	虐待の早期予防については、 <u>災害等の被害を受けた世代などスポットを当てて支援していく方法もあってもよいのではないか。</u>	【反映】 逆境的な経験を持つこどもたちや保護者等へのトラウマ体験に配慮した支援(トラウマインフォームドケア)について記載。

# 岩手県要保護児童対策地域協議会構成員からの意見について

実施期間：令和7年11月7日～令和7年11月21日

実施方法：計画素案について意見聴取（書面）

対象：岩手県要保護児童対策地域協議会構成員

結果：意見29件（うち、計画に関連する意見を16件反映（一部反映含む））

項目	主な意見	プランへの反映
I はじめに (3 本プランの目指す姿と施策の基本方向)	「こどもの権利を大切にし」の表現を「 <u>こどもの権利を尊重し</u> 」に修正したほうが良い。「大切に <sup>する</sup> 」は個人的な感情に基づく態度、「尊重 <sup>する</sup> 」は相手の価値や権利を認め、侵害しないという社会的な態度や行動規範である。 したがって、こどもの権利を扱う場合は、「尊重」が適当ではないでしょうか。	【反映】 構成員意見のとおり、本プランの目指す姿の記載を修正。
Vアクションプランの取組内容 (1 虐待の発生を予防する)	令和8年度から全ての自治体で「 <u>乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)</u> 」が実施されることとなりますが、本事業も <u>子育て家庭への支援につながるものになるのでは</u> と感じています。	【反映】 構成員意見のとおり、Vアクションプランの取組内容(1 虐待の発生を予防する)の本文を修正。
Vアクションプランの取組内容 (1 虐待の発生を予防する)	<u>虐待の発生の防止について</u> 県民の関心を高める等、啓発活動が大切と考えますが、その活動を行った結果をアンケート等により <u>浸透度や周知度をはかることはできないものでしょうか</u> 。体罰の禁止等、全国民の義務とされましたが、未だに「しつけの範疇」と思っている者がいる現状を変えるためにも意識調査の必要性を感じています。	【参考】 今回、こどもモニターに対する調査を実施しましたが、今後も様々な機会を捉えて、県民への浸透度や周知度の把握に努めます。

# パブリックコメントの結果について

実施期間：令和7年12月17日～令和8年1月16日

結果：6名 11件（趣旨同一5件、参考1件、その他5件）

項目	主な意見	プランへの反映
Vアクションプランの取組内容(1 虐待の発生を予防する)	多くの人が利用しているSNSを活用したりなど、 <u>虐待を受けている子どもや親が、家から気軽に意見を伝えられるネットの場所が必要だ</u> と思う。	【趣旨同一】 県でもSNSを活用した相談窓口として「親子のための相談LINE」も開設しておりますが、さらなる相談窓口の周知に取り組んでいきます。
やさしい版	児童虐待の早期発見や対応よりも、 <u>予防にもっと力を入れた方がいい</u> と思います。理由は、そもそもに虐待が起きなければ、対応や相談の必要がなくなるからです。	【趣旨同一】 岩手県でも、虐待が起きないように「予防」に取り組むことがとても大事だと考え、赤ちゃんが生まれる前から相談できることや、子育てしているみなさんをサポートすることを新しいプランに盛り込みました。これからも、親も子どもも支えられ、子どもの権利が尊重される岩手県を目指して取組を進めていきます。
やさしい版	資料「どんなことに取り組むの？」 1.虐待の発生を予防する ②赤ちゃんが生まれる前からお母さんへの支援を充実させます <u>この取り組みが良いと思ったので続けてほしい。</u>	【趣旨同一】 赤ちゃんが生まれる前から気軽に相談できて、親も子どもも支えられることは大切なことと考えています。虐待の発生を予防するため、プランに掲げた取組を進めていきます。
やさしい版	1の、虐待を防止するの②がいいと思います。 <u>少しでもお母さんになる人の心を軽くしたらいい</u> と思います。	【趣旨同一】 お母さんになる人が安心して相談できることは、虐待の発生予防のために大切なことと考えています。お母さんになる人の心が軽くなるよう、プランに掲げた取組を進めていきます。
やさしい版	<u>虐待の怖さがわかりやすく伝わりました。支援したりするのも良いな</u> と思いました。	【趣旨同一】 児童虐待は子どもの大切な権利を奪うことであり、誰にでも起こるかもしれないことなので、子ども達を虐待から守るために様々な取組があることを、たくさんの人に知ってもらうことが必要と考えます。プランに掲げた取組を進め、子どもの権利が尊重される岩手県を目指します。